

道の駅に設置している電気自動車急速充電器 の今後の方針について

市内の道の駅 3 カ所（大社ご縁広場、キララ多伎、湯の川）に設置している電気自動車急速充電器は、無料で利用できる急速充電器として、電気自動車の普及促進とともに、道の駅における設備の充実と利便性向上にも寄与してきたところです。

今後の方針については、設備の老朽化への対応と利用者負担の適正化を図るため、新たな設備更新にあわせて課金制を導入することで、引き続き電気自動車の普及促進と利用者の利便性を確保します。

記

1. 実施方法
公募型プロポーザルによる事業者選定
2. 設置運営方法
民設民営（現在は公設公営）
3. 募集内容
 - (1) 現有設備の撤去
 - (2) 急速充電器（50kW以上）の新設（各道の駅に1基）
 - (3) 課金システム及び使用料金
 - (4) 急速充電器の運転維持管理
 - (5) 事業運営全般（収入・支出管理、緊急時対応など）
4. スケジュール（予定）

時期	内容
令和 5 年 1 2 月下旬	プロポーザル募集開始
令和 6 年 1 月下旬	プロポーザル募集締切、審査会実施
令和 6 年 2 月上旬	事業候補者の決定、詳細協議
令和 6 年 4 月以降	事業者決定、契約締結 撤去・設置工事着手 設置終了後運用開始